

広島県監査委員訓令第二号

本 庁

広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十七日

広島県代表監査委員 加賀美 和 正

広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

広島県監査委員事務局処務規程（昭和四十四年広島県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務局長専決事項の欄第五号中「第十八条第二項」を「第十九条第二項」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年一月一日から施行する。